

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の創設について (千葉県国民健康保険条例の一部改正)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月10日に国から傷病手当金の支給について特例的に財政支援する意向が示されたことから、本市でも早期に実施すべく4月28日付で、専決処分により令和2年度千葉県国民健康保険事業特別会計予算を補正するとともに、千葉県国民健康保険条例を一部改正したものです。

1 対象者

千葉県国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）により労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いがされていない方。

被用者：給与等の支払いを受けている方（個人事業主・フリーランス等を除く。）

2 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

3 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×労務に服することができない日数。

4 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間に支給が開始となる者について、療養のためその労務に服することができない期間（最大1年6月）

5 施行期日

公布の日（令和2年4月28日）